

第5 浴室に設ける天井組込み形衣類乾燥・暖房等用電気機器の設置基準

1 適用範囲

この基準は、一般家庭の浴室内の乾燥及び浴室暖房等をする電気機器のうち、次の全てに該当する機器（以下「適合機器」という。）に適用する。

- (1) 浴室内に組込み形等として設置されるもの
- (2) 電気ヒーターを熱源（ヒートポンプ式のみのは除く。）とするもの
- (3) 組込み形等の浴室用衣類乾燥機の自主試験基準（（一社）日本電機工業会で定める自主試験基準）に適合したもの又はこれと同等以上の安全性が確認されたもの

2 設置要領

条例第3条の3（温風暖房機）によるほか、次によること。（別図）

(1) 機器本体

ア 機器は、上階スラブ又は天井等に堅固に取り付けること。

イ 浴室内への温風吹出口及び空気吸込口の前方10 cm未満の範囲内には、造営材等（乾燥する衣類を含む。）を設けないこと。

(2) 換気ダクト（浴室の除湿等を目的とする機器本体と接続されるもの）

ア ダクトは不燃材料で造ること。

イ ダクトは、専用とすること。

ただし、一の住戸内の洗面所、便所その他これらに類する室（以下「洗面所等」という。）のダクトと接続される場合で、洗面所等のダクトが不燃材料で造られている場合はこの限りでない。

(3) その他

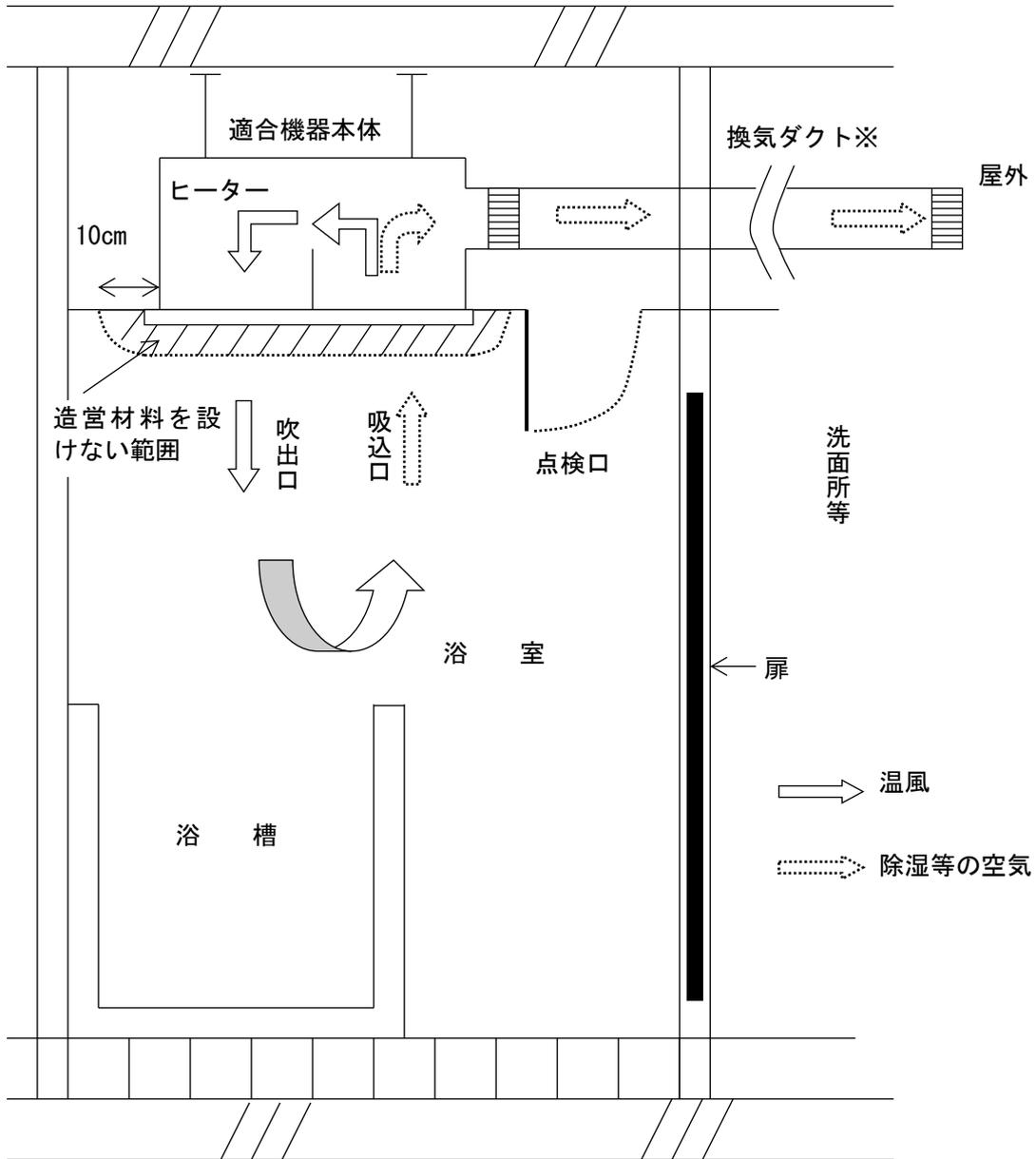
ア 自動火災報知設備設置対象物で、浴室天井裏の感知器の設置については、本基準に基づき当該機器を設置した場合は、感知器の設置を要しない。

イ 漏電遮断器を設けること。

ウ 機器本体に近接する部分に、機器本体の点検・清掃に必要な点検口（容易に点検・清掃できる構造のものを除く。）を設けること。

別図

浴室に設ける天井組込み形衣類乾燥・暖房等用電気機器の設置例



※ 条例第3条の3（温風暖房機）第1項第2号に定める付属する風道にはあたらない。